

東海発電所，東海第二発電所，敦賀発電所

原子炉施設保安規定変更認可申請書

(2020年10月15日申請)

補足説明資料

2020年11月2日
日本原子力発電株式会社

変更内容

1. 変更の理由

資材調達部門と経理部門を分離する組織改正に伴い、保安に関する組織の名称を変更することから、関連する保安規定の条文を変更する。

【東海発電所】

第4条（品質マネジメントシステム計画）

第5条（保安に関する組織）

第6条（保安に関する職務）

【東海第二発電所】

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

【敦賀発電所】

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

第203条（品質マネジメントシステム計画）

第204条（保安に関する組織）

第205条（保安に関する職務）

2. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から施行する。

本資料のご説明内容

1. 原子炉施設保安規定の変更認可申請において確認していただく事項

(1) 東海第二発電所，敦賀発電所（第2編 2号炉）

- ① 実用炉規則第9 2条第1項各号及び実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（以下「審査基準等」という）に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第4 3条の3の2 4第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないこと。
(別紙1)

(2) 東海発電所，敦賀発電所（第1編 1号炉）

- ① 実用炉規則第9 2条第3項各号及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（以下「審査基準等」という）に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第4 3条の3の2 4第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないこと。
(別紙1)

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更の整理

審査基準等で要求される事項について、既認可の保安規定で該当する条文を整理している。

- 今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、変更対象条項に「有り」を記載する。
- 今回の変更認可申請のうち、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容を変更するものについては「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを記載する。
- 今回の変更認可申請内容（変更対象条項が「有り」）について、審査基準等が要求する事項に対する説明（適合性等）については、「備考」に記載する。また、今回の変更認可申請と既に変更認可申請している内容との重複及びその他についても「備考」に記載する。

(別紙1)

3. 補足説明

- 変更内容に係る詳細事項（目的、変更内容等）は、資料1に示す。
- 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定及び社内規定文書の整理は、資料2に示す。
- 設置変更許可申請書と保安規定及び社内規定文書との整合については、資料3に示す。

別紙1 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

資料1 組織改正に伴う保安規定の改正について（保安に関する組織名称の変更）

資料2 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

資料3 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

以 上

実用炉規則 第92条第1項		保安規定審査基準(実用炉) (平成25年6月19日制定、令和1年12月25日最終改正)		東海第二発電所		変更 有無	備考
1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制	1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	無	
		2	保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	無	
2	品質マネジメントシステム	1	品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有り	<ul style="list-style-type: none"> 「経理・資材室」が所管していた品質マネジメントシステム文書の所管箇所について、保安に関する組織名称の変更に伴い、「資材燃料室」に変更する。 上記以外の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及びその解釈に対する規定内容、組織体系及び仕組み、個別業務の具体的な体制及び実施方法、文書の体系に、変更はない。
		2	具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子力施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有り	
		3	その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有り	
		4	手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有り	
3	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織	1	本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有り	<ul style="list-style-type: none"> 「経理・資材室」から「資材燃料室」に変更するが、組織の位置付け及び職務内容に変更はなく(職務の削除及び追加なし)、既認可の「経理・資材室」と同じ職務を「資材燃料室」の職務として定める。
		2	工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務	有り	
4,5,6	発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等	1	発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任	無	
		2	発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の2第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすこと(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
		3	特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第6条	原子炉施設保安委員会	無	
				第7条	原子炉施設保安運営委員会	無	
				第8条	原子炉主任技術者の選任	無	
		4	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすこと(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第9条	原子炉主任技術者の職務等	無	
				第8条	原子炉主任技術者の選任	無	
		5	発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
				第7条	原子炉施設保安運営委員会	無	
		7	保安教育	1	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第8条の2	
2	従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。			第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	無	
3	従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。			第7条	原子炉施設保安運営委員会	無	
4	燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。			第9条	原子炉主任技術者の職務等	無	
5	保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。			第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	無	
8 イからハ まで	発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	1	発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第9条の3	主任技術者の情報共有	無	
		2	発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第118条	所員への保安教育	無	
		3	運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第119条	協力企業従業員への保安教育	無	
		4	発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第118条	所員への保安教育	無	
				第119条	協力企業従業員への保安教育	無	
				第12条	運転管理業務【新規】	無	
				第13条	巡視点検	無	
		5	地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第14条	手順の作成	無	
				第16条	原子炉起動前の確認事項	無	
		6	原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第15条	引継	無	
				第17条	地震・火災等発生時の対応	無	
		7	発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time、以下「AOT」という。)が定められていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第18条	水質管理	無	
				第19条	停止余裕	無	
				第20条	反応度監視	無	
				第21条	制御棒の動作確認	無	
				第22条	制御棒のスクラム機能	無	
				第23条	制御棒の操作	無	
				第24条	ほう酸水注入系	無	
				第25条	原子炉熱的制限値	無	
				第26条	原子炉熱出力及び炉心流量	無	
				第27条	計測及び制御設備	無	
第28条	原子炉再循環ポンプ			無			
第29条	ジェットポンプ			無			
第30条	主蒸気逃がし安全弁			無			
第31条	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率			無			
第32条	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視			無			
第33条	原子炉冷却材中のよう素131濃度			無			
第34条	原子炉停止時冷却系その1	無					
第35条	原子炉停止時冷却系その2	無					
第36条	原子炉停止時冷却系その3	無					
第37条	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	無					
第38条	原子炉圧力	無					
第39条	非常用炉心冷却系その1	無					
第40条	非常用炉心冷却系その2	無					
第41条	原子炉隔離時冷却系	無					
第42条	主蒸気隔離弁	無					
第43条	格納容器及び格納容器隔離弁	無					
第44条	サブプレッション・チェンバからのドライウェルへの真空破壊弁	無					
第45条	サブプレッションプールの平均水温	無					
第46条	サブプレッションプールの水位	無					
第47条	可燃性ガス濃度制御系	無					
第48条	格納容器内の酸素濃度	無					
第49条	原子炉建屋	無					

実用炉規則 第92条第1項		保安規定審査基準(実用炉) (平成25年6月19日制定、令和1年12月25日最終改正)		東海第二発電所		変更 有無	備考				
8 イ から ハ まで	発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	7	発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」という。）を、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第50条	原子炉建屋給排気隔離弁	無					
				第51条	原子炉建屋ガス処理系	無					
				第52条	残留熱除去系海水系	無					
				第53条	非常用ディーゼル発電機海水系	無					
				第54条	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	無					
				第55条	使用済燃料プールの水位及び水温	無					
				第56条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	無					
				第57条	中央制御室非常用換気空調系	無					
				第58条	外部電源その1	無					
				第59条	外部電源その2	無					
				第60条	非常用ディーゼル発電機その1	無					
				第61条	非常用ディーゼル発電機その2	無					
				第62条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	無					
				第63条	直流電源その1	無					
				第64条	直流電源その2	無					
				第65条	所内電源系統その1	無					
				第66条	所内電源系統その2	無					
				第67条	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	無					
				第68条	単一制御棒駆動機構の取り外し	無					
				第69条	複数の制御棒引き抜きを伴う検査	無					
				第70条	原子炉の昇温を伴う検査	無					
第71条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	無									
8 イ から ハ まで	発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	8	サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第72条	運転上の制限の確認	無					
				9	LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第73条	運転上の制限を満足しない場合	無			
						第75条	運転上の制限に関する記録	無			
						第12条の2	LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第12条の2	運転管理業務	無	
								第17条の2	電源機能等喪失時の体制の整備	無	
								第76条	異常時の基本的な対応	無	
								第77条	異常時の措置	無	
								第78条	異常収束後の措置	無	
						添付1	原子炉がスクラムした場合の運転操作基準（第77条関連）	無			
						12	LCOが設定されている設備等について、予防安全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第74条	予防安全を目的とした点検・保守を実施する場合	無	

実用炉規則 第92条第1項		保安規定審査基準(実用炉) (平成25年6月19日制定、令和1年12月25日最終改正)	東海第二発電所		変更 有無	備考
10	排気監視設備及び排水監視設備	1 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第89条	放射性液体廃棄物の管理	無	
			第90条	放射性気体廃棄物の管理	無	
		2 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	(1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし)	—	
11	線量、線量当量、汚染の除去等	1 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第100条	放射線業務従事者の線量管理等	無	
		2 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	無	
		3 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第101条	床、壁等の除染	無	
		4 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第102条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	無	
		5 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第104条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
		6 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第104条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
			第105条	発電所外への運搬	無	
		7 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	(クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし)	—	
		8 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関するについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第88条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	無	
			第88条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理	無	
	9 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第87条の2	頻度の定義	無		
		第93条	管理区域の設定・解除	無		
		第94条	管理区域内における区域区分	無		
		第97条	管理区域出入者の遵守事項	無		
		第101条	床、壁等の除染	無		
		第104条	管理区域外等への搬出及び運搬	無		
12	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	1 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	第91条	放出管理用計測器の管理	無	
			第102条	放射線計測器類の管理	無	
		2 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	(1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし)	—	
13	核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	1 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第79条	新燃料の運搬	無	
			第80条	新燃料の貯蔵	無	
			第85条	使用済燃料の貯蔵	無	
			第86条	使用済燃料の運搬	無	
		2 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関する事項が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第79条	新燃料の運搬	無	
			第86条	使用済燃料の運搬	無	
		3 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして定められていること。	第82条	燃料の取替実施計画	無	
		第83条	燃料移動手順	無		
		第84条	燃料移動手順	無		
14	放射性廃棄物の廃棄	1 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第88条	放射性固体廃棄物の管理	無	
		2 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第88条	放射性固体廃棄物の管理	無	
			第88条の4	輸入廃棄物の管理	無	
		3 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第88条	放射性固体廃棄物の管理	無	
		4 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第89条	放射性液体廃棄物の管理	無	
		5 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第90条	放射性気体廃棄物の管理	無	
		6 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第101条の2	平常時の環境放射線モニタリング	無	
		7 ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	無	
			第87条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	無	
			第87条の2	頻度の定義	無	
15	非常の場合に講ずべき処置	1 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第108条	原子力防災組織	無	
			第109条	原子力防災組織の要員	無	
			第110条	原子力防災資機材等	無	
		2 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第110条	原子力防災資機材等	無	
		3 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第111条	通報経路	無	
			第113条	通報	無	
		4 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることと定められていること。	第108条	原子力防災組織	無	
		5 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第114条	非常事態の宣言	無	
			第115条	応急措置	無	
			第116条	非常時における活動	無	
	6 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第109条の2	緊急作業従事者の選定	無		
7 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第116条の2	緊急作業従事者の線量管理等	無			
8 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第117条	非常事態の解除	無			
9 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第112条	原子力防災訓練	無			

		保安規定審査基準(実用炉) (平成25年6月19日制定、令和1年12月25日最終改正)		東海第二発電所		: 主な変更対象項目	
実用炉規則 第9 2条第1項				変更 有無	備考		
16	設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の機能の保全に関する措置	1	許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとする。 イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。 ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。 (4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 (5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第17条	地震・火災等発生時の対応 (原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された自然現象、重大事故等発生時等、大規模損壊時等の対応は別途申請)	無	
		2	重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要であると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。				
17	記録及び報告	1	発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第120条	記録	無	
				第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
		2	実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	第120条	記録	無	
		3	発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第121条	報告	無	
				第9条	原子炉主任技術者の職務等	無	
4	特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第121条	報告	無			
5	当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第121条	報告	無			
18	発電用原子炉施設の施設管理	1	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に関する運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第13条	巡視点検	無	
				第107条	施設管理計画	無	
				第107条の2	設計管理	無	
				第107条の3	作業管理	無	
		2	発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第107条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	無	
		3	運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付4	長期施設管理方針(第107条の6関連)	無	
		4	実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	—	
5	長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付4	長期施設管理方針(第107条の6関連)	無			
6	使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第107条の4	使用前事業者検査の実施	無			
		第107条の5	定期事業者検査の実施	無			
		第81条	燃料の検査	無			
7	燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。						
19	技術情報の共有	1	プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第107条	施設管理計画	無	
20	不適合発生時の情報の公開	1	発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
		2	情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
21	その他必要な事項	1	日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	無	
		2	保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	無	

実用炉規則 第9 2条第1項		保安規定審査基準(実用炉) (平成25年6月19日制定、令和1年12月25日最終改正)		敦賀発電所 第2編 2号炉		変更 有無	備考		
1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制	1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第202条の2	関係法令及び保安規定の遵守	無			
		2	保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に実行するため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第202条の2 第203条	関係法令及び保安規定の遵守 品質マネジメントシステム計画	無 無			
2	品質マネジメントシステム	1	品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	有り	・「経理・資材室」が所管していた品質マネジメントシステム文書の所管箇所について、保安に関する組織名称の変更に伴い、「資材燃料室」に変更する。 ・上記以外の「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及びその解釈に対する規定内容、組織体系及び仕組み、個別業務の具体的な体制及び実施方法、文書の体系に、変更はない。		
		2	具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	有り			
		3	その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含まれた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	有り			
		4	手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	有り			
3	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織	1	本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第204条 第205条	保安に関する組織 保安に関する職務	有り 有り	・「経理・資材室」から「資材燃料室」に変更するが、組織の位置付け及び職務内容に変更はなく（職務の削除及び追加なし）、既認可の「経理・資材室」と同じ職務を「資材燃料室」の職務として定める。		
		2	工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第204条 第205条	保安に関する組織 保安に関する職務	無 無			
4,5,6	発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等	1	発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第208条	原子炉主任技術者の選任	無			
		2	発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の2第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	無			
				第206条	原子炉施設保安委員会	無			
				第207条	原子炉施設保安運営委員会	無			
				第208条 第209条	原子炉主任技術者の選任 原子炉主任技術者の職務等	無 無			
		3	特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第208条	原子炉主任技術者の選任	無			
		4	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画	無			
				第207条	原子炉施設保安運営委員会	無			
				第208条の2 第209条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	無 無			
		5	発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第207条	原子炉施設保安運営委員会	無			
第209条	原子炉主任技術者の職務等			無					
第209条の2 第209条の3	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 主任技術者の情報共有			無 無					
7	保安教育	1	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第339条 第340条	所員への保安教育 協力企業従業員への保安教育	無 無			
		2	従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第339条	所員への保安教育	無			
				第340条	協力企業従業員への保安教育	無			
		3	従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第339条	所員への保安教育	無			
				第340条	協力企業従業員への保安教育	無			
		4	燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第340条	協力企業従業員への保安教育	無			
				第339条 第340条	所員への保安教育 協力企業従業員への保安教育	無 無			
		8 イからハまで	発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	1	発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第212条	原子炉の運転員の確保	無	
				2	発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第214条	手順の作成	無	
				3	運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第215条	引継	無	
4	発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。			第212条の2	運転管理業務【新規】	無			
				第213条	巡視点検	無			
				第216条	原子炉起動前の確認事項	無			
				第217条	地震・火災等発生時の対応	無			
5	地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。			第217条	地震・火災等発生時の対応	無			
6	原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。			第218条	水質管理	無			
7	発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。			第219条	停止余裕	無			
		第220条	臨界ボロン濃度	無					
		第221条	減速材温度係数	無					
		第222条	制御棒動作機能	無					
		第223条	制御棒の挿入限界	無					
		第224条	制御棒位置指示	無					
		第225条	炉物理検査－モード1－	無					
		第226条	炉物理検査－モード2－	無					
		第227条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	無					
		第228条	原子炉熱出力	無					
		第229条	熱流熱水路係数	無					
		第230条	核的エンタルピー上昇熱水路係数	無					
		第231条	軸方向中性子束偏差	無					
		第232条	1/4炉心出力偏差	無					
		第233条	計測及び制御設備	無					
		第234条	DNB比	無					
第235条	1次冷却系の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	無							
第236条	1次冷却系－モード3－	無							
第237条	1次冷却系－モード4－	無							
第238条	1次冷却系－モード5（1次冷却系満水）－	無							
第239条	1次冷却系－モード5（1次冷却系非満水）－	無							
第240条	1次冷却系－モード6（キャピティ高水位）－	無							
第241条	1次冷却系－モード6（キャピティ低水位）－	無							
第242条	加圧器	無							
第243条	加圧器安全弁	無							
第244条	加圧器逃がし弁	無							
第245条	低温過加圧防護	無							
第246条	1次冷却材漏えい率	無							
第247条	蒸気発生器細管漏えい監視	無							
第248条	余熱除去系への漏えい監視	無							
第249条	1次冷却材中のよう素131濃度	無							

実用炉規則 第92条第1項		保安規定審査基準(実用炉) (平成25年6月19日制定、令和1年12月25日最終改正)		敦賀発電所 第2編 2号炉		: 主な変更対象項目	
変更有無	備考	変更有無	備考	変更有無	備考	変更有無	備考
8イからハまで	発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	7	発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」という。）を、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第250条	蓄圧タンク	無	
				第251条	非常用炉心冷却系－モード1、2及び3－	無	
				第252条	非常用炉心冷却系－モード4－	無	
				第253条	燃料取替用水タンク	無	
				第254条	ほう酸注入タンク	無	
				第255条	原子炉格納容器	無	
				第256条	原子炉格納容器スプレイ系	無	
				第257条	アニュラス空気浄化系	無	
				第258条	アニュラス	無	
				第259条	主蒸気安全弁	無	
				第260条	主蒸気隔離弁	無	
				第261条	主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	無	
				第262条	主蒸気逃がし弁	無	
				第263条	補助給水系	無	
				第264条	復水タンク	無	
				第265条	原子炉補機冷却水系	無	
				第266条	原子炉補機冷却海水系	無	
				第267条	中央制御室非常用循環系	無	
				第268条	安全補機室空気浄化系	無	
				第269条	燃料取扱棟空気浄化系	無	
				第270条	外部電源－モード1、2、3及び4－	無	
				第271条	外部電源－モード5、6及び照射済燃料移動中－	無	
				第272条	ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4－	無	
				第273条	ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外－	無	
				第274条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	無	
				第275条	非常用直流電源－モード1、2、3及び4－	無	
				第276条	非常用直流電源－モード5、6及び照射済燃料移動中－	無	
				第277条	所内非常用母線－モード1、2、3及び4－	無	
				第278条	所内非常用母線－モード5、6及び照射済燃料移動中－	無	
				第279条	1次冷却材中のほう素濃度－モード6－	無	
				第280条	原子炉キャピティ水位－燃料移動中－	無	
				第281条	原子炉格納容器貫通部－燃料移動中－	無	
				第282条	使用済燃料ピットの水位及び水温	無	
				第283条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	無	
				第284条	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	無	
				第285条	運転上の制限の確認	無	
8イからハまで	発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	8	サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な機能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第286条	運転上の制限を満足しない場合	無	
		9	LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第288条	運転上の制限に関する記録	無	
		10	LCOに係る記録の作成について定められていること。	第212条の2	運転管理業務	無	
		11	LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第217条の2	電源機能等喪失時の体制の整備	無	
				第289条	異常時の基本的な対応	無	
				第290条	異常時の措置	無	
				第291条	異常収束後の措置	無	
				添付2-1	異常時の運転操作基準（第290条関連）	無	
		12	LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第287条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	無	
8二	発電用原子炉の運転期間	1	発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第211条	構成及び定義	無	
				第211条の2	原子炉の運転期間	無	
		2	取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第303条	燃料の取替等	無	
		3	実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	－	（手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし）	－	
		4	発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	－	（手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし）	－	
		5	特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	－	（運転期間の延長は実施していないことから、該当なし）	－	
		6	発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	－	（運転期間の延長は実施していないことから、該当なし）	－	
		7	運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	－	（運転期間の延長は実施していないことから、該当なし）	－	
		8	説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	－	（運転期間の延長は実施していないことから、該当なし）	－	
8ホ	発電用原子炉施設の運転の安全審査	1	発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第206条	原子炉施設保安委員会	無	
				第207条	原子炉施設保安運営委員会	無	
9	管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	1	管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第313条	管理区域の設定及び解除	無	
				添付2-2	管理区域図（第313条及び第314条関連）	無	
		2	管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第314条	管理区域内における区域区分	無	
		3	管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第315条	管理区域内における特別措置	無	
		4	管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第316条	管理区域への出入管理	無	
		5	管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第316条	管理区域への出入管理	無	
		6	管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第317条	管理区域出入者の遵守事項	無	
		7	管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第324条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
				第325条	発電所外への運搬	無	
		8	保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第318条	保全区域	無	
				添付2-3	保全区域図（第318条関連）	無	
		9	周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第319条	周辺監視区域	無	
		10	役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第326条	協力企業の放射線防護	無	
				第312条の2	頻度の定義	無	

実用炉規則 第92条第1項		保安規定審査基準(実用炉) (平成25年6月19日制定、令和1年12月25日最終改正)		敦賀発電所 第2編 2号炉		変更 有無	備考
10	排気監視設備及び排水監視設備	1	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第309条	放射性液体廃棄物の管理	無	
		2	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものについては、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第310条	放射性気体廃棄物の管理	無	
11	線量、線量当量、汚染の除去等	1	放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第320条	放射線業務従事者の線量管理等	無	
		2	国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第202条	基本方針	無	
		3	実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第312条	放射線管理に係る基本方針	無	
		4	管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第321条	床、壁等の除染	無	
		5	管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第322条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	無	
		6	核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第324条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
		7	原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第324条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
		8	放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第325条	発電所外への運搬	無	
		9	汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第308条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	無	
		10	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	第308条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	無	
		11	頻度の定義	第307条の2	頻度の定義	無	
12	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	1	放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第313条	管理区域の設定・解除	無	
		2	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第314条	管理区域内における区域区分	無	
		3	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第317条	管理区域出入者の遵守事項	無	
		4	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第321条	床、壁等の除染	無	
		5	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第324条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
13	核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	1	工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第311条	放出管理用計測器の管理	無	
		2	新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関する事項が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第323条	放射線計測器類の管理	無	
		3	燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第300条	新燃料の運搬	無	
		4	燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第301条	新燃料の貯蔵	無	
		5	燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第305条	使用済燃料の貯蔵	無	
		6	燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第306条	使用済燃料の運搬	無	
14	放射性廃棄物の廃棄	1	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第300条	新燃料の運搬	無	
		2	放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第301条	新燃料の貯蔵	無	
		3	放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第305条	使用済燃料の貯蔵	無	
		4	放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第306条	使用済燃料の運搬	無	
		5	放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第303条	燃料の取替等	無	
		6	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第308条	放射性固体廃棄物の管理	無	
		7	ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第308条	放射性固体廃棄物の管理	無	
15	非常の場合に講ずべき処置	1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第308条	放射性固体廃棄物の管理	無	
		2	緊急時における運搬に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第309条	放射性液体廃棄物の管理	無	
		3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第310条	放射性気体廃棄物の管理	無	
		4	緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることと定められていること。	第321条の2	平常時の環境放射線モニタリング	無	
		5	緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第202条	基本方針	無	
		6	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 （1）緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 （2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。 （3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第307条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	無	
		7	放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第307条の2	頻度の定義	無	
		8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第329条	原子力防災組織	無	
		9	防災訓練の実施頻度について定められていること。	第330条	原子力防災組織の要員	無	
		第331条	原子力防災資機材等	無			
		第331条	原子力防災資機材等	無			
		第332条	通報経路	無			
		第334条	通報	無			
		第329条	原子力防災組織	無			
		第335条	非常事態の宣言	無			
		第336条	応急措置	無			
		第337条	非常時における活動	無			
		第330条の2	緊急作業従事者の選定	無			
		第337条の2	緊急作業従事者の線量管理等	無			
		第338条	非常事態の解除	無			
		第333条	原子力防災訓練	無			

		保安規定審査基準(実用炉) (平成25年6月19日制定、令和1年12月25日最終改正)		敦賀発電所 第2編 2号炉		: 主な変更対象項目	
実用炉規則 第9 2条第1項				変更 有無	備考		
16	設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の機能の保全に関する措置	1	許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。 イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。 ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。 (4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 (5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第2 1 7条	地震・火災等発生時の対応 (原子炉等規制法第4 3条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第4 3条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された自然現象、重大事故等発生時等、大規模損壊時等の対応は別途申請)	無	
		2	重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要であると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。				
17	記録及び報告	1	発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第3 4 1条	記録	無	
				第2 0 3条	品質マネジメントシステム計画	無	
		2	実用炉規則第6 7条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	第3 4 1条	記録	無	
		3	発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第3 4 2条	報告	無	
				第2 0 9条	原子炉主任技術者の職務等	無	
	4	特に、実用炉規則第1 3 4条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第3 4 2条	報告	無		
	5	当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第3 4 2条	報告	無		
18	発電用原子炉施設の施設管理	1	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1 9 1 2 2 5 7号-7(令和元年1 2月2 5日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第2 1 3条	巡視点検	無	
				第3 2 8条	施設管理計画	無	
				第3 2 8条の2	設計管理	無	
				第3 2 8条の3	作業管理	無	
		2	発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第8 2条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第3 2 8条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	無	
		3	運転を開始した日以後3 0年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付2-4	長期施設管理方針(第3 2 8条の6関連)	無	
		4	実用炉規則第9 2条第1項第1 8号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第8 2条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限り)、申請書に実用炉規則第8 2条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	—	
	5	長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付2-4	長期施設管理方針(第3 2 8条の6関連)	無		
	6	使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第3 2 8条の4	使用前事業者検査の実施	無		
			第3 2 8条の5	定期事業者検査の実施	無		
	7	燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第3 0 2条	燃料の検査	無		
19	技術情報の共有	1	プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第3 2 8条	施設管理計画	無	
20	不適合発生時の情報の公開	1	発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第2 0 3条	品質マネジメントシステム計画	無	
		2	情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第2 0 3条	品質マネジメントシステム計画	無	
21	その他必要な事項	1	日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第2 0 1条	目的	無	
		2	保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第2 0 1条	目的	無	

実用炉規則 第92条第3項		保安規定審査基準(廃止措置段階の発電用原子炉施設) (平成25年11月27日制定、令和元年12月25日最終改正)	東海発電所		変更 有無	主な変更対象項目 備考
1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制	1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。 また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第3条	関係法令及び保安規定の遵守	無	
			第4条	品質マネジメントシステム計画	無	
		2 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第3条	関係法令及び保安規定の遵守	無	
			第4条	品質マネジメントシステム計画	無	
2	品質マネジメントシステム	1 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第4条	品質マネジメントシステム計画	有り	・「経理・資材室」が所管していた品質マネジメントシステム文書の所管箇所について、保安に関する組織名称の変更に伴い、「資材燃料室」に変更する。 ・上記以外の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及びその解釈に対する規定内容、組織体系及び仕組み、個別業務の具体的な体制及び実施方法、文書の体系に、変更はない。
			第4条	品質マネジメントシステム計画	有り	
		2 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第4条	品質マネジメントシステム計画	有り	
			第4条	品質マネジメントシステム計画	有り	
3	廃止措置に係る品質マネジメントシステム	1 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第4条	品質マネジメントシステム計画	有り	
4	廃止措置を行う者の職務及び組織	1 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する組織	有り	・「経理・資材室」から「資材燃料室」に変更するが、組織の位置付け及び職務内容に変更はなく(職務の削除及び追加なし)、既認可の「経理・資材室」と同じ職務を「資材燃料室」の職務として定める。
			第6条	保安に関する職務	有り	
		2 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。	第9条	廃止措置主任者の選任	無	
			i 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第9条	廃止措置主任者の選任	無
		ii 廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第10条	廃止措置主任者の職務等	無	
			iii 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第10条	廃止措置主任者の職務等	無
		iv 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。	-		-	
			v 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。 表-1 廃止措置主任者の選任要件 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者	第9条	廃止措置主任者の選任	無
5	廃止措置を行う者に対する保安教育	1 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第52条	所員への保安教育	無	
			第53条	協力企業従業員への保安教育	無	
		2 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第52条	所員への保安教育	無	
			第53条	協力企業従業員への保安教育	無	
		3 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第52条	所員への保安教育	無	
			第53条	協力企業従業員への保安教育	無	
		4 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第53条	協力企業従業員への保安教育	無	
			第53条	協力企業従業員への保安教育	無	
		5 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第52条	所員への保安教育	無	
			第53条	協力企業従業員への保安教育	無	
6	発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には	-		-	
			1 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	-		-
		2 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	-		-	
			3 核燃料物質の譲渡先が明確になっていること。等が明確になっていること。	-		-
7	発電用原子炉施設の運転の安全審査	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第7条	委員会の設置及び組織	無	
			第8条	委員会の審議事項	無	

実用炉規則 第92条第3項		保安規定審査基準(廃止措置段階の発電用原子炉施設) (平成25年11月27日制定、令和元年12月25日最終改正)	東海発電所		変更 有無	備考
8	管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第26条	管理区域の設定及び解除	無	
			添付1	管理区域図(第26条及び第27条関連)	無	
		2 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第27条	管理区域内における区域区分	無	
		3 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第28条	管理区域内における特別措置	無	
		4 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第29条	管理区域への出入管理	無	
		5 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第29条	管理区域への出入管理	無	
		6 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第30条	管理区域出入者の遵守事項	無	
		7 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第36条 第37条	管理区域外等への搬出及び運搬 発電所外への運搬	無 無	
		8 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	—	(核燃料物質が存在しないため、保安規定には記載なし)	—	
		9 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第31条	周辺監視区域	無	
10 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第38条 第25条の2	協力企業の放射線防護 頻度の定義	無 無			
9	排気監視設備及び排水監視設備	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第22条 第23条	放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理	無 無	
		—	—	—	—	
10	線量、線量当量、汚染の除去等	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第32条	放射線業務従事者の線量管理等	無	
		2 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第2条 第25条	基本方針 放射線管理に係る基本方針	無 無	
		3 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第36条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
		4 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第33条	床、壁等の除染	無	
		5 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第34条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	無	
		6 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第36条 第37条	管理区域外等への搬出及び運搬 発電所外への運搬	無 無	
		7 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第19条の2 第20条の2	管理区域内の工事解体物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理 頻度の定義	無 無	
		8 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第21条の2 第21条の3	放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等 放射能濃度確認対象物の管理	無 無	
		9 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第26条 第27条 第30条 第33条 第36条	管理区域の設定及び解除 管理区域内における区域区分 管理区域出入者の遵守事項 床、壁等の除染 管理区域外等への搬出及び運搬	無 無 無 無 無	
11	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	1 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	第24条 第35条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	無 無	
		2 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	(1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし)	—	
12	核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い	※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関する事項。 ここでは、工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	— — —	— — —	— — —	
		1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第23条	放射性気体廃棄物の管理	無	
		2 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第22条	放射性液体廃棄物の管理	無	
13	放射性廃棄物の廃棄	3 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第33条の2	平常時の環境放射線モニタリング	無	
		4 ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条 第20条 第20条の2	基本方針 放射性廃棄物管理に係る基本方針 頻度の定義	無 無 無	
		5 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第21条	放射性固体廃棄物の管理	無	
		6 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第21条 第21条の6	放射性固体廃棄物の管理 輸入廃棄物の管理	無 無	
		7 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第21条	放射性固体廃棄物の管理	無	

実用炉規則 第9 2条第3項		保安規定審査基準(廃止措置段階の発電用原子炉施設) (平成25年11月27日制定、令和元年12月25日最終改正)	東海発電所		変更 有無	備考
14	非常の場合に 講ずべき処置	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 8 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 9 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第42条	原子力防災組織	無	
			第43条	原子力防災組織の要員	無	
			第44条	原子力防災資機材等	無	
			第44条	原子力防災資機材等	無	
			第45条	通報経路	無	
			第47条	通報	無	
			第42条	原子力防災組織	無	
			第48条	非常事態の宣言	無	
			第49条	応急措置	無	
第50条	非常時における活動	無				
第43条の2	緊急作業従事者の選定	無				
第50条の2	緊急作業従事者の線量管理等	無				
第51条	非常事態の解除	無				
第46条	原子力防災訓練	無				
15	設計想定事象 等に対する発 電用原子炉設 置の保全に 関する措置	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項(研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。)を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。 iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第16条	廃止措置中の地震・火災等発生時の対応	無	
16	発電用原子炉 施設及び廃止 措置に係る保 安に関する適 正な記録及び 報告	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。 3 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。 4 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第54条	記録	無	
			第4条	品質マネジメントシステム計画	無	
			第54条	記録	無	
			第55条	報告	無	
			第10条	廃止措置主任者の職務等	無	
第55条	報告	無				
17	発電用原子炉 施設の施設管 理	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。) 2 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第14条	廃止措置中の巡視	無	
			第12条	工事の計画及び実施	無	
			第40条	施設管理計画	無	
			第40条の2	設計管理	無	
			第40条の3	作業管理	無	
第40条の4	使用前事業者検査の実施	無				
第40条の5	定期事業者検査の実施	無				
18	技術情報の共 有	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第40条	施設管理計画	無	
19	不適合に関 する情報の公 開	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。 2 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第4条	品質マネジメントシステム計画	無	
			第4条	品質マネジメントシステム計画	無	
20	廃止措置の管 理	1 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第11条	原子炉領域の解体の禁止	無	
			第13条	安全貯蔵措置	無	
			第13条の2	施設運用管理業務	無	
			第14条	廃止措置中の巡視	無	
			第15条	工事完了の報告	無	
			第17条	管理区域内の工事解体物の分別	無	
			第17条の2	使用済燃料冷却池での放射性固体廃棄物の管理	無	
			第18条	廃止措置工事で発生した放射性固体廃棄物の管理	無	
			第19条	放射性物質として扱う必要のない物の管理	無	
21	その他必要な 事項	1 前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	無	
			第1条	目的	無	

: 主な変更対象項目

実用炉規則 第92条第3項		保安規定審査基準(廃止措置段階の発電用原子炉施設) (平成25年11月27日制定、令和元年12月25日最終改正)		敦賀発電所 第1編 1号炉		変更 有無	備考
1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制	1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	無	
		2	保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	無	
2	品質マネジメントシステム	1	品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとし、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有り	・「経理・資材室」が所管していた品質マネジメントシステム文書の所管箇所について、保安に関する組織名称の変更に伴い、「資材燃料室」に変更する。 ・上記以外の「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及びその解釈に対する規定内容、組織体系及び仕組み、個別業務の具体的な体制及び実施方法、文書の体系に、変更はない。
		2	手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有り	
		3	廃止措置に係る品質マネジメントシステム	第3条	品質マネジメントシステム計画	有り	
4	廃止措置を行う者の職務及び組織	1	本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有り	・「経理・資材室」から「資材燃料室」に変更するが、組織の位置付け及び職務内容に変更はなく(職務の削除及び追加なし)、既認可の「経理・資材室」と同じ職務を「資材燃料室」の職務として定める。
				第5条	保安に関する職務	有り	
		2	廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。	第8条	廃止措置主任者の選任	無	
		i	廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第8条	廃止措置主任者の選任	無	
		ii	廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第9条	廃止措置主任者の職務等	無	
		iii	廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第9条	廃止措置主任者の職務等	無	
		iv	廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。	-		-	
v	廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。	第8条	廃止措置主任者の選任	無			
5	廃止措置を行う者に対する保安教育	1	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第139条	所員への保安教育	無	
				第140条	協力企業従業員への保安教育	無	
		2	従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第139条	所員への保安教育	無	
				第140条	協力企業従業員への保安教育	無	
		3	従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第139条	所員への保安教育	無	
		第140条	協力企業従業員への保安教育	無			
4	燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第140条	協力企業従業員への保安教育	無			
5	保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第139条	所員への保安教育	無			
		第140条	協力企業従業員への保安教育	無			
6	発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置		※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には、	第10条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	無	
		1	発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第10条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	無	
		2	原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	第10条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	無	
3	核燃料物質の譲渡先が明確になっていること。等が明確になっていること。 等が明確になっていること。	第10条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	無			
7	発電用原子炉施設の運転の安全審査	1	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子炉施設保安委員会	無	
				第7条	原子炉施設保安運営委員会	無	

実用炉規則 第9 2条第3項		保安規定審査基準(廃止措置段階の発電用原子炉施設) (平成25年11月27日制定, 令和元年12月25日最終改正)	敦賀発電所 第1編 1号炉	変更 有無	備考
8	管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第113条 管理区域の設定及び解除 添付1-1 管理区域図(第113条及び第114条関連)	無	
		2 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第114条 管理区域内における区域区分	無	
		3 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第115条 管理区域内における特別措置	無	
		4 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第116条 管理区域への出入管理	無	
		5 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第116条 管理区域への出入管理	無	
		6 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第117条 管理区域出入者の遵守事項	無	
		7 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第124条 管理区域外等への搬出及び運搬 第125条 発電所外への運搬	無	
		8 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第118条 保全区域 添付1-2 保全区域図(第118条関連)	無	
		9 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第119条 周辺監視区域	無	
		10 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第126条 協力企業の放射線防護 第112条の2 頻度の定義	無	
9	排気監視設備及び排水監視設備	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第109条 放射性液体廃棄物の管理 第110条 放射性気体廃棄物の管理 -	無	
		10 線量、線量当量、汚染の除去等	第120条 放射線業務従事者の線量管理等	無	
10	線量、線量当量、汚染の除去等	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第2条 基本方針 第112条 放射線管理に係る基本方針	無	
		2 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第124条 管理区域外等への搬出及び運搬	無	
		3 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第121条 床、壁等の除染	無	
		4 実用炉規則第7 8条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第122条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	無	
		5 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第124条 管理区域外等への搬出及び運搬 第125条 発電所外への運搬	無	
		6 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第108条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 第108条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 第107条の2 頻度の定義	無	
		7 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-1111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	無	
		8 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	無	(クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし)
		9 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第113条 管理区域の設定及び解除 第114条 管理区域内における区域区分 第117条 管理区域出入者の遵守事項 第121条 床、壁等の除染 第124条 管理区域外等への搬出及び運搬	無	
11	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	1 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	第111条 放出管理用計測器の管理 第123条 放射線計測器類の管理	無	
		2 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	無	(1.記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし)
12	核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い	※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第106条 使用済燃料の運搬 第105条 使用済燃料の貯蔵 第106条 使用済燃料の運搬 第106条 使用済燃料の運搬	無	
		13 放射性廃棄物の廃棄	第110条 放射性気体廃棄物の管理 第109条 放射性液体廃棄物の管理 第121条の2 平常時の環境放射線モニタリング	無	
		14 放射性廃棄物の管理	第2条 基本方針 第107条 放射性廃棄物管理に係る基本方針 第107条の2 頻度の定義	無	
		15 放射性廃棄物の管理	第108条 放射性固体廃棄物の管理 第108条の4 輸入廃棄物の管理	無	
13	放射性廃棄物の廃棄	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第110条 放射性気体廃棄物の管理	無	
		2 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第109条 放射性液体廃棄物の管理	無	
		3 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第121条の2 平常時の環境放射線モニタリング	無	
		4 ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条 基本方針 第107条 放射性廃棄物管理に係る基本方針 第107条の2 頻度の定義	無	
		5 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第108条 放射性固体廃棄物の管理	無	
		6 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第108条 放射性固体廃棄物の管理 第108条の4 輸入廃棄物の管理	無	
		7 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第108条 放射性固体廃棄物の管理	無	

実用炉規則 第92条第3項		保安規定審査基準(廃止措置段階の発電用原子炉施設) (平成25年11月27日制定、令和元年12月25日最終改正)	敦賀発電所 第1編 1号炉	変更 有無	備考												
14	非常の場合に 講ずべき処置	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 8 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 9 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第129条 原子力防災組織 第130条 原子力防災組織の要員 第131条 原子力防災資機材等 第131条 原子力防災資機材等 第132条 通報経路 第134条 通報 第129条 原子力防災組織 第135条 非常事態の宣言 第136条 応急措置 第137条 非常時における活動 第130条の2 緊急作業従事者の選定 第137条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第138条 非常事態の解除 第133条 原子力防災訓練	無 無 無 無 無 無 無 無 無													
			15	設計想定事象 等に対する発 電用原子炉設 置の保全に関 する措置	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。 iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第17条 地震・火災等発生時の対応	無										
						16	発電用原子炉 施設及び廃止 措置に係る保 安に関する適 正な記録及び 報告	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 3 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。 4 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第141条 記録 第3条 品質マネジメントシステム計画 第141条 記録 第142条 報告 第9条 廃止措置主任者の職務等 第142条 報告 第142条 報告	無 無 無 無 無							
									17	発電用原子炉 施設の施設管 理	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。 2 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第13条 巡視 第74条 工事の計画及び実施 第128条 施設管理計画 第128条の2 設計管理 第128条の3 作業管理 第128条の4 使用前事業者検査の実施 第128条の5 定期事業者検査の実施	無 無 無 無 無				
												18	技術情報の共 有	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第128条 施設管理計画	無	
															19	不適合に関する 情報の公開	1 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。 2 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。
												20	廃止措置の管 理	1 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。			
						21	その他必要な 事項	1 前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。							第1条 目的 第1条 目的	無 無	

: 主な変更対象項目

組織改正に伴う保安規定の改正について (保安に関する組織名称の変更)

..... 2020年10月21日提出資料からの変更箇所

1. 組織改正の概要・目的

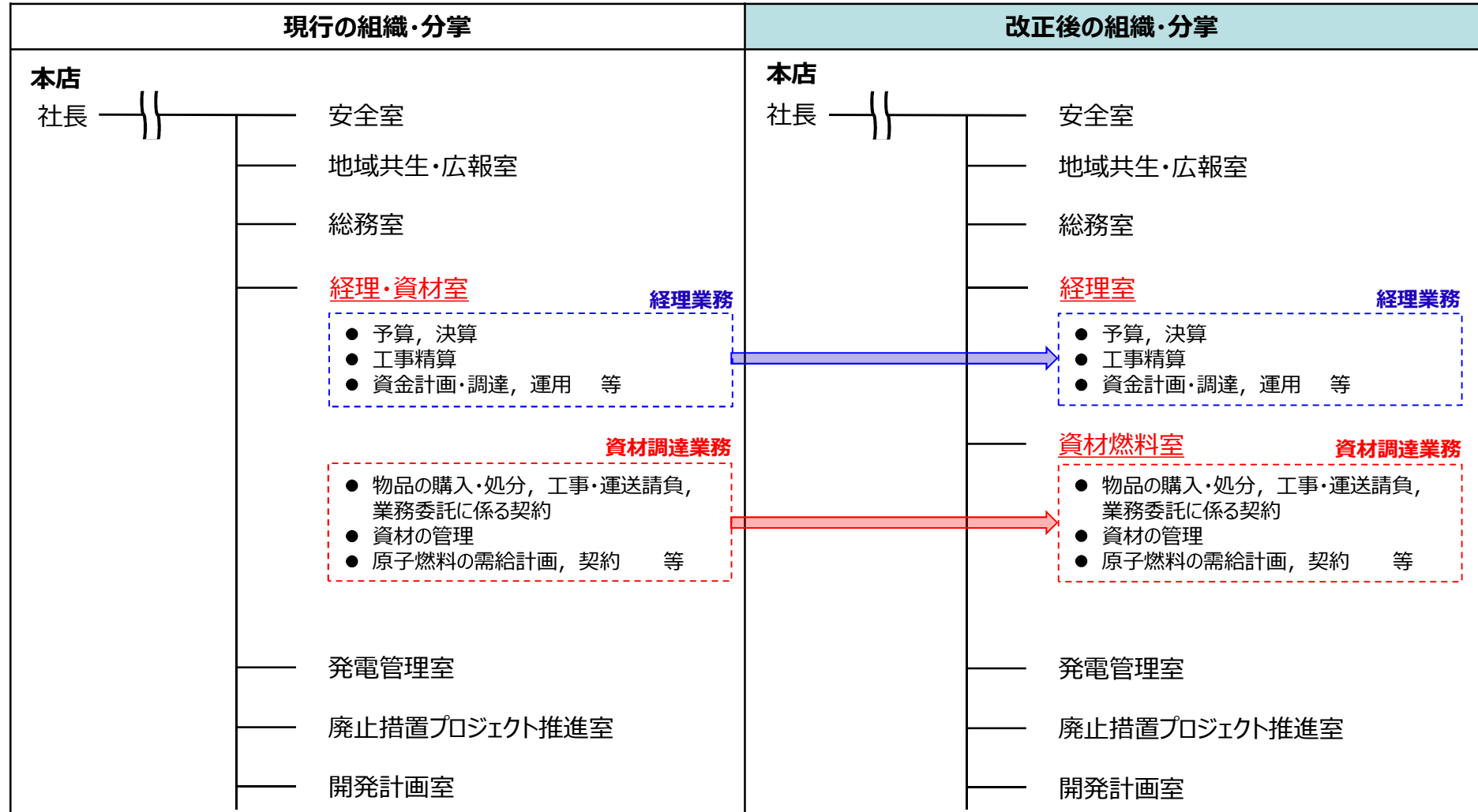


- 経理部門と資材調達部門の分離に伴い、「経理・資材室」から「資材燃料室」と「経理室」に変更する。

【目的】

- コンプライアンスの更なる強化※を目的として、経理部門及び資材調達部門を組織的に分離し、それぞれの部門の独立性・透明性を高め、社内のチェック機能の一層の強化を図るため。

※ 契約業務を行う部署と契約に基づく資金の支払い業務等の精算を行う部署を組織的に分離し、組織間の相互牽制が強化されることにより、コンプライアンスの更なる強化につながる。



2. 組織改正に伴う保安規定変更



- 組織改正に伴い、保安に関する組織について、「経理・資材室」から「資材燃料室」に変更する。

【内容】

- 保安規定に定める経理・資材室の職務権限は、「品質マネジメントシステムに関係する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する」**資材調達業務**である。
- 今回、経理部門と資材調達部門の分離により、従来「経理・資材室」の分掌事項である、品証マネジメントシステムに関係する資材調達業務は全て「資材燃料室」が実施する。よって、「資材燃料室」の職務は、従来の「経理・資材室」の職務であり、他組織との職務権限の移行・分掌の変更は無く※、**職務内容に変更はない。**

※ 「資材燃料室」に配属される要員は、現在「経理・資材室」で資材調達業務を担当する者が、「資材燃料室」で資材調達業務を担当する予定であり、組織改正前後で要員が担当する業務の大幅な変更は発生しないことから、業務引継ぎ等による保安上の影響はない。

現行（保安規定 第4条 保安に関する組織）※	改正後（保安規定 第4条 保安に関する組織）※
<p>本店 社長 — —</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全室 地域共生・広報室 総務室 次ページ抜粋部分 経理・資材室 経理業務 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">経理業務の規定なし</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> QMSに関する資材調達業務 品質マネジメントシステムに関係する物品購入、 工事請負及び業務委託の契約に関する業務 </div> 発電管理室 廃止措置プロジェクト推進室 開発計画室 	<p>※：敦賀発電所（第2編2号炉）の場合、第204条 東海発電所の場合、第5条</p> <p>本店 社長 — —</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全室 地域共生・広報室 総務室 経理室 経理業務 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">経理業務の規定なし</div> 資材燃料室 QMSに関する資材調達業務 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> 職務内容変更なし </div> 品質マネジメントシステムに関係する物品購入、 工事請負及び業務委託の契約に関する業務 発電管理室 廃止措置プロジェクト推進室 開発計画室

2. 組織改正に伴う保安規定変更



- 「経理・資材室」から「資材燃料室」への変更に伴う保安規定変更は、保安に関する組織名称の変更のみである。
- 保安規定に定める経理・資材室の職務権限は全て「資材燃料室」に移行することから、**組織及び職務内容に変更はなく**、保安規定の変更内容は保安に関する組織名称の変更となる。

現行（保安規定 第5条 保安に関する職務）※1	改正後（保安規定 第5条 保安に関する職務）※1
<p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。 (中略)</p> <p>ハ. 経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 (中略)</p> <p>(9) 発電管理室長， 考査・品質監査室長， 安全室長， 地域共生・広報室長， 総務室長（本店）， 経理・資材室長及び開発計画室長は， 室員を指示・指導し， 所管する業務を行う。また， 室員は， 室長の指示・指導に従い業務を実施する。 (以下略)</p>	<p style="text-align: right;"><small>※1：敦賀発電所（第2編2号炉）の場合，第205条 東海発電所の場合，第6条（8）ハのみ規定</small></p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。 (中略)</p> <p>ハ. 資材燃料室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 (中略)</p> <p>(9) 発電管理室長， 考査・品質監査室長， 安全室長， 地域共生・広報室長， 総務室長（本店）， 資材燃料室長及び開発計画室長は， 室員を指示・指導し， 所管する業務を行う。また， 室員は， 室長の指示・指導に従い業務を実施する。 (以下略)</p>
<p style="text-align: center;">現行（保安規定 第4条 保安に関する組織）※2</p>	<p style="text-align: center;">改正後（保安規定 第4条 保安に関する組織）※2</p>
	<p style="text-align: right;"><small>※2：敦賀発電所（第2編2号炉）の場合，第204条 東海発電所の場合，第5条</small></p>

2. 組織改正に伴う保安規定変更



- 「経理・資材室」から「資材燃料室」への変更に伴い、品質マネジメントシステム文書の所管箇所も同様に変更する。

【内容】

- 保安規定に定める経理・資材室の職務権限は全て「資材燃料室」に移行することから、品質マネジメントシステム文書（以下「社内規程」という。）の所管箇所も移行する。
- なお、職務内容に変更はないことから、社内規程に規定する内容及び所管範囲は従来の「経理・資材室」所管の規定内容から変更がなく、「経理・資材室」から「資材燃料室」に組織名称が変更となるのみである。

第3条 表3-1 品質マネジメントシステムの文書 二次文書※

※：敦賀発電所（第2編2号炉）の場合、第203条
東海発電所の場合、第4条

第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.1	QM共通:4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第3, 107条, 107条の2から5	7.1	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 108から117条	
	QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室			QM共通:7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室		
	QM共通:4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室			7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項		総務室(本店)
5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条	7.2.2	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室	第3, 6, 7条	
5.5.4	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		7.2.3	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室		
5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		7.2.3	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報室		
6.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3, 118, 119条	7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第3, 107条, 107条の2から5	
	QM東II:6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)			7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項		発電管理室
6.1	QM東II:7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第3, 107条, 107条の2から6	7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	第3条	
	QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)			7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項		資材燃料室 発電管理室
7.1	QM東II:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第3, 11から78条 第3, 79から86条	8.2.1	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報室	第3, 107条, 107条の2から5	
	QM東II:7-1-3	燃料管理業務要項	資材燃料室 発電管理室			8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項		安全室
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室			8.2.3	QM共通:8-2-4	パフォーマンスレビュー要項		発電管理室
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室			8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項		安全室 発電管理室
	QM東II:7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室			8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項		安全室

(余白)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項目		説明内容
関連する実用炉規則		○「黒字」により，保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準		○「黒字」により，保安規定審査基準の内容を記載する。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	○「黒字」により，保安規定に記載すべき内容を記載する。また，記載に当たっては，文書の体系が分かる範囲で記載する。 ○「黒字（黒下線）」により，保安規定の変更内容を記載する。
	記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（二次文書）他に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
社内規定文書	該当規定文書	○該当する社内規定文書（二次文書）他を記載する。
	記載内容の概要	○関連する社内規定文書（二次文書）他の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容【東海第二発電所，敦賀発電所（第2編2号炉）】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定*1		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
(保安規定) 第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。					
三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	【実用炉規則第92条第1項第3号】 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織	<p>《保安に関する組織》</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>(本店)</p> <p>(発電所)</p> <p>*1→発電用原子炉主任技術者 (兼任)</p> <p>*2→発電所長</p> <p>*3→東海発電所長 (関連する組織)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本店の組織改正に伴い、「経理・資材室」を「資材燃料室」に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証規程 	<ul style="list-style-type: none"> 本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける組織を記載。

赤字：2020年10月21日提出資料からの変更箇所

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容【東海第二発電所，敦賀発電所（第2編2号炉）】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定*1		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち，本店組織の職務は次のとおり。 (中略)</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他，本店には次の職務がある。 (中略)</p> <p>ハ．<u>資材燃料室</u>は，品質マネジメントシステムに関係する物品購入，工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 (中略)</p> <p>(9) 発電管理室長，<u>考査・品質監査室長</u>，<u>安全室長</u>，<u>地域共生・広報室長</u>，<u>総務室長</u>（本店），<u>資材燃料室長</u>及び<u>開発計画室長</u>は，室員を指示・指導し，所管する業務を行う。また，室員は，室長の指示・指導に従い業務を実施する。 (以下略)</p>	<p>・本店の組織改正に伴い、「<u>経理・資材室</u>」を「<u>資材燃料室</u>」に変更する。 (以下，同じ)</p> <p>・なお，職務内容に変更はない。</p> <p>・<u>上記のとおり，「経理・資材室」の職務を，「資材燃料室」に移管する変更であり，既認可同様，必要な組織及び各職位の職務内容が定められている。</u></p>	<p>・品質管理要項</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として，品質マネジメントシステムにおける職務内容を記載。</p>

※1：東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）の条文を示す。敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉）（変更後）の同条文についても同じである。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容【東海発電所，敦賀発電所（第1編1号炉）】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定*1		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
(保安規定) 第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。					
3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。	【実用炉規則第92条第3項第4号】 廃止措置を行う者の職務及び組織	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 発電所に係る保安に関する組織は、図5のとおりとする。</p> <p>図5</p> <p>(本 店)</p> <p>監査管理責任者(専任・品質監査部長)</p> <p>社 長</p> <p>実施部門管理責任者(安全常任担当取締役)</p> <p>原子炉施設保安委員会</p> <p>考査・品質監査室</p> <p>安 全 室</p> <p>地域共生・広報室</p> <p>総 務 室</p> <p>庶務課</p> <p>廃止措置プロジェクト推進室</p> <p>関 係 課 室</p> <p>監 査 室</p> <p>※1→</p> <p>※2→</p> <p>(発 電 所)</p> <p>廃止措置主任者</p> <p>※1・発電所長</p> <p>所長代理</p> <p>副所長</p> <p>次 長</p> <p>原子炉施設保安委員会</p> <p>東海第二発電所</p> <p>※2・東海第二発電所長</p> <p>(関連する組織)</p> <p>廃止措置室</p> <p>安全管理室</p> <p>保 修 室</p> <p>土木建築室</p> <p>技術センター</p> <p>総 務 室</p> <p>安全・防災室</p> <p>品質保証室</p> <p>運営管理室</p> <p>廃止措置管理グループ</p> <p>廃止措置工事グループ</p> <p>廃止措置廃棄物管理グループ</p> <p>放射線・化学管理グループ</p> <p>保 修 室</p> <p>保守総括グループ</p> <p>電気・制御グループ</p> <p>機械グループ</p> <p>土木建築グループ</p> <p>土木グループ</p> <p>建築グループ</p> <p>工務・設備診断グループ</p> <p>高圧電気・制御グループ</p> <p>監督機械グループ</p> <p>総務グループ</p> <p>経理グループ</p> <p>施設防衛グループ</p> <p>安全・防災グループ</p> <p>品質保証グループ</p> <p>検査グループ</p> <p>保安運送グループ</p> <p>プラント管理グループ</p> <p>各室(技術センターを含む)には品質保証センター(※)を含む、各グループにはマネージャーを置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本店の組織改正に伴い、「経理・資材室」を「資材燃料室」に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質保証規程 ・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける組織を記載。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容【東海発電所，敦賀発電所（第1編1号炉）】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定*1		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(保安に関する職務)</p> <p>第6条 保安に関する職務のうち，本店組織の職務は次のとおり。 (中略) (8) (1)から(7)の職務の他，本店には次の職務がある。 (中略) ハ. <u>資材燃料室長</u>は，品質マネジメントシステムに関する物品購入，工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 (以下略)</p> <p>【敦賀発電所（第1編1号炉）のみ】</p> <p>(9) 廃止措置プロジェクト推進室長，考査・品質監査室長，安全室長，地域共生・広報室長，総務室長（本店），<u>資材燃料室長</u>，発電管理室長及び開発計画室長は，室員を指示・指導し，所管する業務を行う。また，室員は，室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・本店の組織改正に伴い，「経理・資材室」を「資材燃料室」に変更する。 (以下，同じ)</p> <p>・なお，職務内容に変更はない。</p> <p>・上記のとおり，「<u>経理・資材室</u>」の職務を，「<u>資材燃料室</u>」に移管する変更であり，既認可同様，必要な組織及び各職位の職務内容が定められている。</p>	<p>・品質管理要項</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として，品質マネジメントシステムにおける職務内容を記載。</p>

※1：東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）の条文を示す。敦賀発電所原子炉施設保安規定（第1編1号炉）（変更後）の同条文についても同じである。

赤字：2020年10月21日提出資料からの変更箇所

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容	
設置変更許可申請書 【本文】	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により，設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 ○「青字（青下線）」により，保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字（緑下線）」により，関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄マーカー」により，設置変更許可申請書における変更箇所を明確にする。 	
設置変更許可申請書 【添付書類】	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により，設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 ○「青字（青下線）」により，保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字（緑下線）」により，関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄マーカー」により，設置変更許可申請書における変更箇所を明確にする。 	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により，保安規定に記載すべき内容を記載する。また，記載に当たっては，文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「黒字（青下線）」により，要求事項を実施する行為者を明確にする。
	記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（二次文書）他に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
社内規定文書	該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○該当する社内規定文書（二次文書）他を記載する。 ○「(新規)」により，新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「(既存)」により，既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
	記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（二次文書）他の具体的な記載内容を記載する。 ○「(新規記載)」により，社内規定文書を新規に記載したことを明確にする。

設置変更許可申請書【本文】 2020年4月1日届出	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>[本文]^{※1}</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>(3) 定義</p> <p>(i) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。 (中略)</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限 社長は、<u>部門及び要員の責任及び権限</u>並びに部門相互間の業務の<u>手順を定めさせ</u>、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (以下略)</p>	<p>記載なし</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 発電所に係る保安に関する組織は、図5のとおりとする。</p> <p>図5</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査管理責任者（考査・品質監査室長） 考査・品質監査室 安全室 地域共生・広報室 総務室 資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室 開発計画室 発電管理室 ※1→ ※2→ <p>(発電所)</p> <p>※1→ 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置主任者 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置室 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 放射線・化学管理グループ 廃止措置管理グループ 廃止措置工事グループ 廃止措置薬業管理グループ 所長代理 副所長 次長 原子炉施設保安運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置室 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 放射線・化学管理グループ 廃止措置管理グループ 廃止措置工事グループ 廃止措置薬業管理グループ 放射線・化学管理グループ 廃止措置管理グループ 保守室 <ul style="list-style-type: none"> 保守総括グループ 電気・制御グループ 機械グループ 土木建築室 <ul style="list-style-type: none"> 土木グループ 建築グループ 技術センター <ul style="list-style-type: none"> 工務・設備診断グループ 直営電気・制御グループ 直営機械グループ 総務室 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ 経理グループ 安全・防災室 <ul style="list-style-type: none"> 施設防護グループ 安全・防災グループ 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 検査グループ 運営管理室 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ プラント管理グループ <p>※2→ 東海第二発電所 ※2→ 東海第二発電所長 (関連する組織)</p> <p>各室(技術センターを含む)には室長(センター長)を含む、各グループにはマネージャーを置く。</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、保安に関する組織を規定する。</p>	<p>・品質保証規程(既存)</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける組織を記載。</p>

設置変更許可申請書【本文】 2020年4月1日届出	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>[本文]^{※1}</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>(3) 定義</p> <p>(i) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。 (中略)</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限 社長は、<u>部門及び要員の責任及び権限</u>並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (以下略)</p>	記載なし	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第6条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1)社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「外部コミュニケーション要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2)実施部門管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3)監査管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムにおける内部監査活動を統括する。</p> <p>(4)安全室長は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に育成し、及び維持するための活動を推進する。</p> <p>(5)考査・品質監査室長は、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を行う。</p> <p>(6)廃止措置プロジェクト推進室長は、品質マネジメントシステムに係る原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務、廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務、非常時の措置の総括に関する業務並びに輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。</p> <p>(7)発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに係る地域住民等とのコミュニケーション活動及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室長（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 資材燃料室長は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室長は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、保安に関する職務の内容を規定する。(なお、職務内容に変更はない。)</p>	<p>・品質管理要項（既存）</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける職務内容を記載。</p>

※1：設置変更許可申請書【本文】には、保安規定に記載されている組織及び職務等の記載はなく、本文十一号に各組織及び要員の責任及び権限を定めることのみが規定されている。（本文十一号に記載されている組織は、参考資料「品質保証規程」参照）

設置変更許可申請書【本文】 2020年4月1日届出	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>[本文]^{*1}</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>(3) 定義</p> <p>(i) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。 (中略)</p> <p>(5) 経営責任者等の責任 (v) 責任、権限及びコミュニケーション a. 責任及び権限 社長は、<u>部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u> (以下略)</p>	<p>[添付書類五]^{*2}</p> <p>1. 組織 (中略) 第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく<u>東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）</u>等で定められた業務所掌に基づき、<u>明確な役割分担のもとで東海第二発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</u> (以下略)</p> <p>[添付書類八]^{*2}</p> <p>16.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は、所長、発電室、安全管理室、保修室、技術センター、総務室、品質保証室及び運営管理室並びに本店に所属する原子炉主任技術者（発電所駐在）をもって構成する。 (以下略)</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>(本店)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長 <ul style="list-style-type: none"> 監査管理責任者 (審査・品質監査室長) <ul style="list-style-type: none"> 安全室 地域共生・広報室 総務室 資材燃料室 発電管理室 ※1→ 開発計画室 廃止措置プロジェクト推進室 ※2→ ※3→ 実施部門管理責任者 (安全室担当取締役) <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安委員会 <p>(発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1→発電用原子炉主任技術者（駐在） <ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 発電直 <ul style="list-style-type: none"> 発電運営グループ 運転管理グループ 運転支援グループ 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 炉心・燃料グループ 放射線・化学管理グループ 保修室 <ul style="list-style-type: none"> 保修運営グループ 保守総括グループ 電気・制御グループ 機械グループ 土木建築室 <ul style="list-style-type: none"> 土建運営グループ 上木グループ 建築グループ 技術センター <ul style="list-style-type: none"> 工務・設備診断グループ 直営電気・制御グループ 直営機械グループ 総務室 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ 渉外・報道グループ 経理グループ 安全・防災室 <ul style="list-style-type: none"> 施設防護グループ 安全・防災グループ 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 検査グループ ※2→発電所長 <ul style="list-style-type: none"> 運営管理室 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ プラント管理グループ <p>原子炉施設保安運営委員会</p> <p>東海発電所 ※3→東海発電所長 (関連する組織)</p> 	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、保安に関する組織を規定する。</p>	<p>・品質保証規程（既存）</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける組織を記載。</p>

設置変更許可申請書【本文】 2020年4月1日届出	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>[本文]^{※1}</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>(3) 定義</p> <p>(i) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。 (中略)</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限 社長は、<u>部門及び要員の責任及び権限</u>並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (以下略)</p>	<p>[添付書類五]^{※2}</p> <p>1. 組織 (中略) 第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく<u>東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）</u>等で定められた業務所掌に基づき、<u>明確な役割分担のもとで東海第二発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</u> (以下略)</p> <p>[添付書類八]^{※2}</p> <p>16.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は、所長、発電室、安全管理室、保修室、技術センター、総務室、品質保証室及び運営管理室並びに本店に所属する原子炉主任技術者（発電所駐在）をもって構成する。 (以下略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「外部コミュニケーション要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を統括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に育成し、及び維持するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る、発電管理及び非常時の措置の統括並びに輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 廃止措置プロジェクト推進室は、品質マネジメントシステムに係る輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る地域住民等とのコミュニケーション活動及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 資材燃料室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、資材燃料室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。 (以下略)</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、保安に関する職務の内容を規定する。(なお、職務内容に変更はない。)</p>	<p>・品質管理要項（既存）</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける職務内容を記載。</p>

※1：設置変更許可申請書【本文】には、保安規定に記載されている組織及び職務等の記載はなく、本文十一号に各組織及び要員の責任及び権限を定めることのみが規定されている。（本文十一号に記載されている組織は、参考資料「品質保証規程」参照）

※2：設置変更許可申請書【添付書類八】には、組織の記載があるが、当該設置変更許可時点の記載となっており、必要な運転及び保守のための組織（発電所の保安管理体制）は保安規定で明確にしている。

設置変更許可申請書【本文】 2020年4月1日届出	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>[本文]^{※1}</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(3) 定義</p> <p>(i) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。 (中略)</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限 社長は、<u>部門及び要員の責任及び権限</u>並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (以下略)</p>	<p>[添付書類五]^{※2}</p> <p>変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書 (中略)</p> <p>また、本変更に係る敦賀発電所の安全性、信頼性を確保するために行う品質保安活動については、設計、製作、施工、運転の各段階において、<u>社内基準に基づき、組織、権限を明確</u>に実施する。 (中略)</p> <p>原子力関係組織系統図を第1図に示す。 (以下略)</p> <p>[添付書類八]^{※2}</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.2 組織及び職務 発電所の保安組織は、所長、原子炉主任技術者、発電室長、第一発電課、第二発電課、発電長(1号炉担当)、発電長(2号炉担当)、総務課、経理課、運営管理課、技術課、環境保安課、電気保安課及び機械保安課をもって構成する。 (以下略)</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、保安に関する組織を規定する。</p>	<p>・品質保証規程(既存)</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける組織を記載。</p>

設置変更許可申請書【本文】 2020年4月1日届出	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>[本文]^{*1}</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(3) 定義</p> <p>(i) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。 (中略)</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限 社長は、<u>部門及び要員の責任及び権限</u>並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (以下略)</p>	<p>[添付書類五]^{*2}</p> <p>変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書 (中略)</p> <p>また、本変更に係る敦賀発電所の安全性、信頼性を確保するために行う品質保安活動については、設計、製作、施工、運転の各段階において、<u>社内基準に基づき、組織、権限を明確</u>にし実施する。 (中略)</p> <p>原子力関係組織系統図を第1図に示す。 (以下略)</p> <p>[添付書類八]^{*2}</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.2 組織及び職務</p> <p>発電所の保安組織は、所長、原子炉主任技術者、発電室長、第一発電課、第二発電課、発電長(1号炉担当)、発電長(2号炉担当)、総務課、経理課、運営管理課、技術課、環境保安課、電気保修課及び機械保修課をもって構成する。 (以下略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下、本編において「所長」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「外部コミュニケーション要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を統括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に育成し、及び維持するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置プロジェクト推進室は、品質マネジメントシステムに係る、原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務（発電管理室所管業務を除く。）、並びに廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務の総括並びに輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。</p> <p>(7) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る原子炉施設（共用設備）の運用、保守に係る計画、管理及び調整、並びに燃料管理、放射線管理及び非常時の措置の総括並びに輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る地域住民等とのコミュニケーション活動及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 資材燃料室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置プロジェクト推進室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、資材燃料室長、発電管理室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。 (以下略)</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、保安に関する職務の内容を規定する。(なお、職務内容に変更はない。)</p>	<p>・品質管理要項（既存）</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける職務内容を記載。</p>

設置変更許可申請書【本文】 2020年4月1日届出	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>[本文]^{*1}</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>B. 2号炉</p> <p>(3) 定義</p> <p>(i) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。 (中略)</p> <p>(5) 経営責任者等の責任 (v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限 社長は、<u>部門及び要員の責任及び権限</u>並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (以下略)</p>	<p>[添付書類五]^{*2}</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 (中略) 原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。 (中略)</p> <p><u>運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確に</u>しており、この組織において（中略）運転及び保守に係る業務を遂行する。 (以下略)</p> <p>[添付資料八]^{*2}</p> <p>13.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、発電室、保守室、技術センター及び総務室、並びに品質保証グループ、運営管理グループ及び安全管理グループをもって構成する。 (以下略)</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。</p> <p>図204 (本店)</p> <p>(発電所)</p> <p>※1→発電用原子炉主任技術者（駐在）</p> <p>※2→発電所長</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、保安に関する組織を規定する。</p>	<p>・品質保証規程（既存）</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける組織を記載。</p>

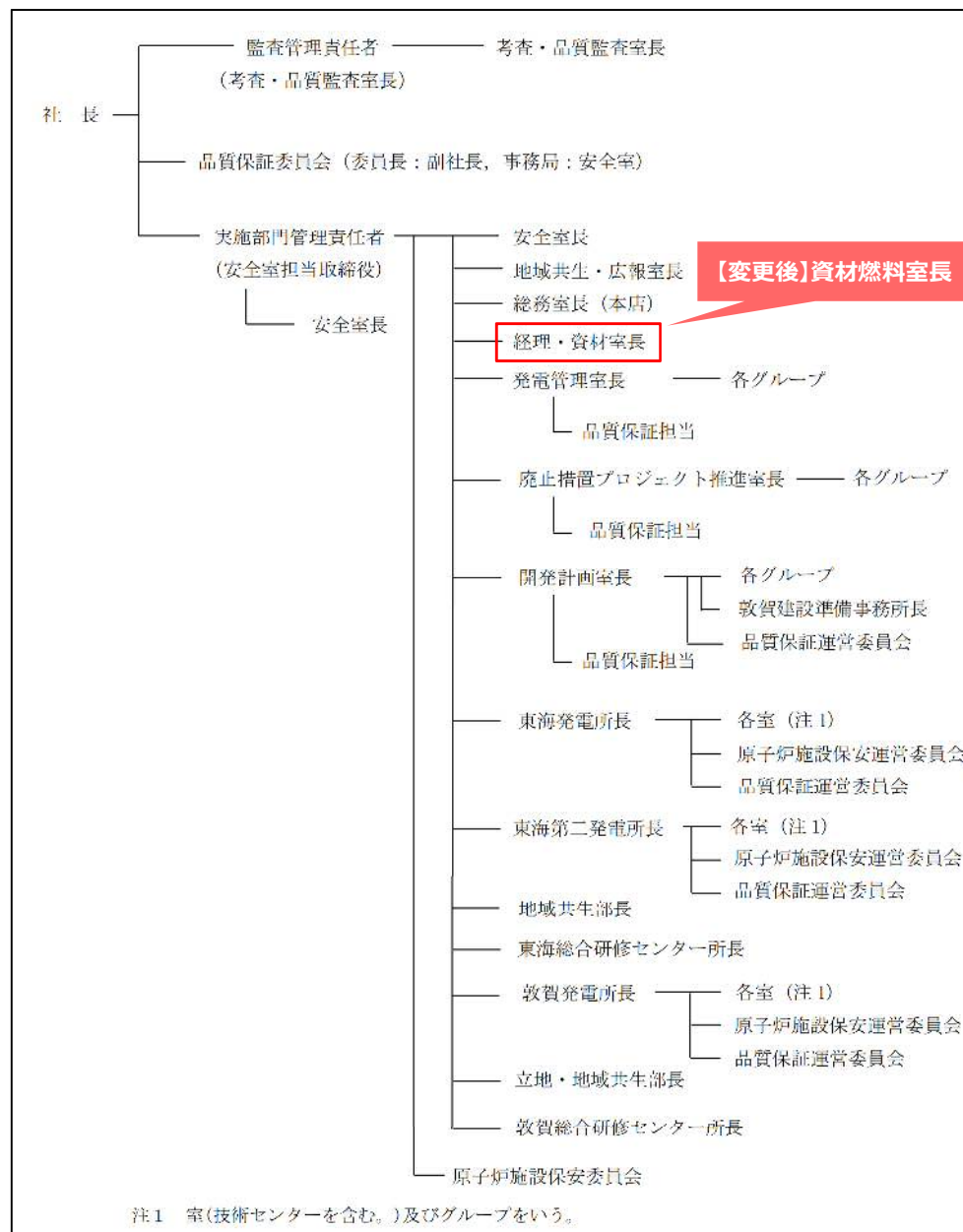
設置変更許可申請書【本文】 2020年4月1日届出	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>B. 2号炉</p> <p>(3) 定義</p> <p>(i) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。 (中略)</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (以下略)</p>	<p>[添付書類五]**2</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 (中略) 原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。 (中略)</p> <p>運転及び保守のための組織は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において（中略）運転及び保守に係る業務を遂行する。 (以下略)</p> <p>[添付資料八]**2</p> <p>13.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、発電室、保修室、技術センター及び総務室、並びに品質保証グループ、运营管理グループ及び安全管理グループをもって構成する。 さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため、敦賀発電所原子炉施設保安運営委員会を設ける。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下、本編において「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下、本編において「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「外部コミュニケーション要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を統括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に育成し、及び維持するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る発電管理及び非常時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 廃止措置プロジェクト推進室は、1号炉との共用設備の運用管理に関する発電管理室との調整業務を行う。</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る地域住民等とのコミュニケーション活動及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 資材燃料室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、資材燃料室長、廃止措置プロジェクト推進室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。 (以下略)</p>	<p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、保安に関する職務の内容を規定する。（なお、職務内容に変更はない。）</p>	<p>・品質管理要項（既存）</p> <p>・本店における社長を含む各組織の長の責任と権限として、品質マネジメントシステムにおける職務内容を記載。</p>	

※1：設置変更許可申請書【本文】には、保安規定に記載されている組織及び職務等の記載はなく、本文十一号に各組織及び要員の責任及び権限を定めることのみが規定されている。（本文十一号に記載されている組織は、参考資料「品質保証規程」参照）

※2：設置変更許可申請書【添付書類八】には、組織の記載があるが、当該設置変更許可時点の記載となっており、必要な運転及び保守のための組織（発電所の保安管理体制）は保安規定で明確にしている。

参考資料

品質マネジメントシステム組織



東海第二発電所及び敦賀発電所 2 号機に係る責任及び権限の規定箇所

（趣旨）

第 1 条 この要項は、東海発電所原子炉施設保安規定、東海第二発電所原子炉施設保安規定及び敦賀発電所原子炉施設保安規定並びに品質保証規程に基づき、東海発電所、東海第二発電所、敦賀発電所 1, 2 号機、敦賀発電所 3, 4 号機建設及び東海低レベル放射性廃棄物埋設事業（以下「東海埋設事業」という。）に係る品質マネジメントシステムの一般要求事項並びに組織の責任及び権限に関する事項について定める。

（中略）

（組織図）

第 4 条 東海第二発電所及び敦賀発電所 2 号機の原子力安全の達成に影響を与える業務に従事する組織は、「別図第 1 - 1 東海第二発電所品質マネジメントシステム組織図」及び「別図第 1 - 2 敦賀発電所 2 号機 品質マネジメントシステム組織図」に定める組織（以下「組織」という。）とする。

2. 東海発電所及び敦賀発電所 1 号機の原子力安全の達成に影響を与える業務に従事する組織は、「別図第 2 - 1 東海発電所品質マネジメントシステム組織図」及び「別図第 2 - 2 敦賀発電所 1 号機品質マネジメントシステム組織図」に定める組織（以下「組織」という。）とする。

（中略）

（東海第二発電所に係る責任及び権限）

第 7 条 （中略）

2. 本店組織の責任と権限

（中略）

【変更後】資材燃料室長

(17) 経理・資材室長

物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務の責任と権限を有する。

（中略）

（敦賀発電所 2 号機に係る責任及び権限）

第 8 条 （中略）

2. 本店組織の責任と権限

（中略）

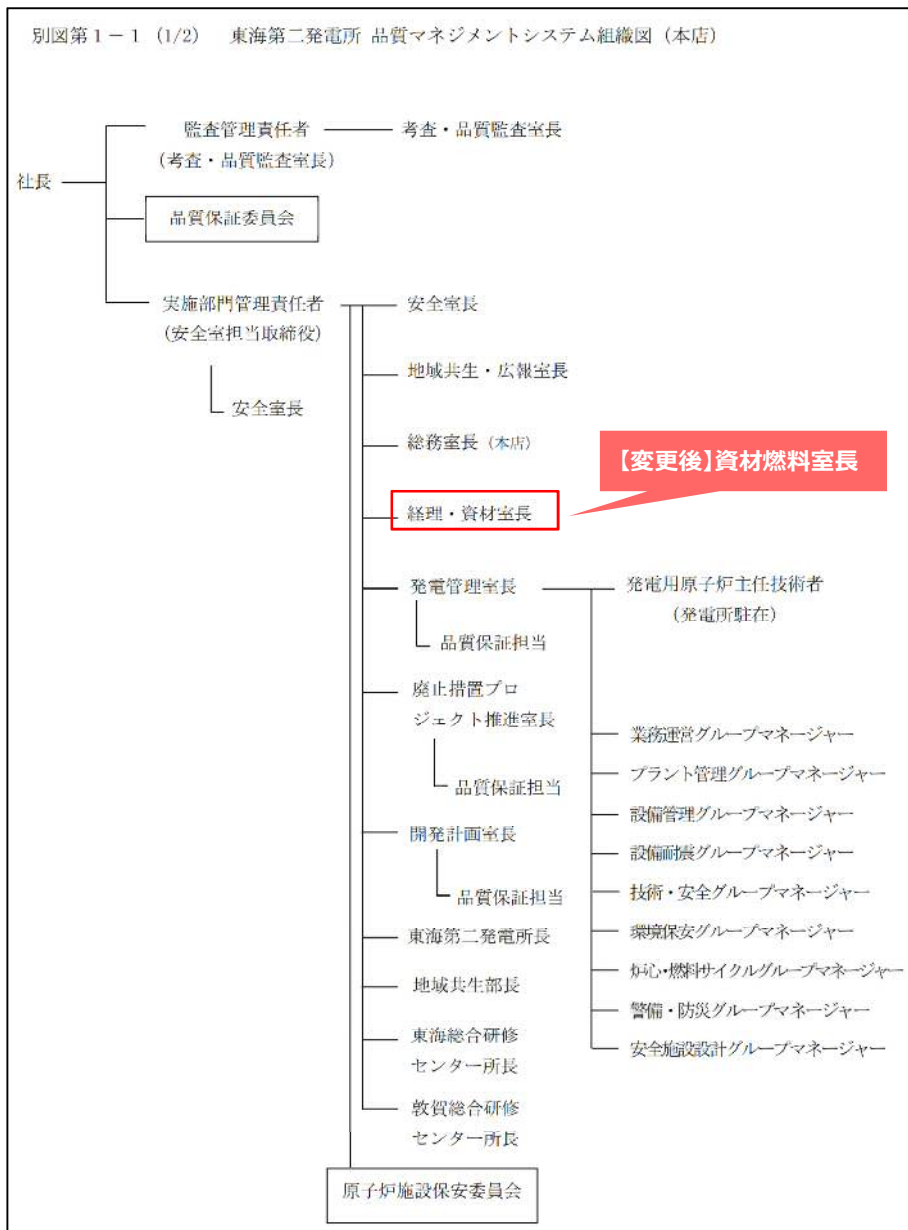
【変更後】資材燃料室長

(19) 経理・資材室長

物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務の責任と権限を有する。

（中略）

品質管理要項（抜粋）



東海発電所及び敦賀発電所 1号機に係る責任及び権限の規定箇所

（趣旨）

第1条 この要項は、東海発電所原子炉施設保安規定、東海第二発電所原子炉施設保安規定及び敦賀発電所原子炉施設保安規定並びに品質保証規程に基づき、東海発電所、東海第二発電所、敦賀発電所 1, 2号機、敦賀発電所 3, 4号機建設及び東海低レベル放射性廃棄物埋設事業（以下「東海埋設事業」という。）に係る品質マネジメントシステムの一般要求事項並びに組織の責任及び権限に関する事項について定める。

（中略）

（組織図）

第4条 東海第二発電所及び敦賀発電所 2号機の原子力安全の達成に影響を与える業務に従事する組織は、「別図第 1 - 1 東海第二発電所品質マネジメントシステム組織図」及び「別図第 1 - 2 敦賀発電所 2号機 品質マネジメントシステム組織図」に定める組織（以下「組織」という。）とする。

2. 東海発電所及び敦賀発電所 1号機の原子力安全の達成に影響を与える業務に従事する組織は、「別図第 2 - 1 東海発電所品質マネジメントシステム組織図」及び「別図第 2 - 2 敦賀発電所 1号機品質マネジメントシステム組織図」に定める組織（以下「組織」という。）とする。

（中略）

（東海発電所に係る責任及び権限）

第9条 （中略）

2. 本店組織の責任と権限

（中略）

【変更後】資材燃料室長

(11) 経理・資材室長

物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務の責任と権限を有する。

（中略）

（敦賀発電所 1号機に係る責任及び権限）

第10条 （中略）

2. 本店組織の責任と権限

（中略）

【変更後】資材燃料室長

(11) 経理・資材室長

物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務の責任と権限を有する。

（中略）

品質管理要項（抜粋）

